

《読替え表》 1992(平成4)年度入学生～1994(平成6)年度入学生適用

2020年改正後 <特例用>



| A.筆記試験科目 | B.養成施設における法定教科目 | C.本学設置科目 |
|-------------------|-----------------|--|
| ①社会福祉 | 社会福祉 | 社会福祉論 |
| ②子ども家庭福祉 | 子ども家庭福祉 | 児童福祉論 |
| | 子ども家庭支援論 | 家族援助の理論と技術 |
| ③子どもの保健 | 子どもの保健 | 乳幼児保健学 |
| | 子どもの健康と安全 | 特例制度により免除 乳幼児保健学実習 |
| ④子どもの食と栄養 | 子どもの食と栄養 | 乳幼児栄養学 |
| ⑤保育原理 ※免除されません | 保育原理 | 特例制度により免除 保育原理 |
| | 乳児保育Ⅰ | 該当なし |
| | 乳児保育Ⅱ | 乳児保育Ⅰ |
| | 子育て支援 | 該当なし |
| | 障害児保育 | 特例制度により免除 障害児保育 |
| ⑥社会的養護 | 社会的養護Ⅰ | 養護原理Ⅰ |
| | 社会的養護Ⅱ | 特例制度により免除 養護内容 |
| ⑦保育実習理論 | 保育内容総論 | 該当なし |
| | 保育内容演習 | 特例制度により免除 保育内容(健康・人間関係・環境・言葉・幼児音楽・絵画制作) → 注意:()内の科目全て修得要 |
| | 保育内容の理解と方法 | 「ピアノ」及び「絵画・工芸Ⅰ」及び「体育運動方法(実技)」 |

注意:試験科目(A)毎に法定教科目(B)が2科目の場合は、2科目修得することで免除となる。

(例:『社会的養護』→“社会的養護Ⅰ”及び“社会的養護Ⅱ”を修得して免除となる)

※⑤の試験科目については、本学設置科目が無い為、免除対象となりません。